

## 株主ご優待カード利用約款

### 第1条 目的

株主ご優待カード利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社西松屋チェーン（以下「当社」といいます。）が発行する以下に定義する株主ご優待カードのご利用について規定するものであり、株主ご優待カードの利用者（以下「お客様」といいます。）は、本約款に従ってお取引いただくものとします。

### 第2条 定義

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。

#### ・株主ご優待カード

株主ご優待カードとは、当社発行のプリペイドカードで、貨幣価値を電子的データに替えて、あらかじめ入金された金額をもって西松屋チェーン全店（以下「当社店舗」といいます。）において商品を購入することができる機能のもの（以下「カード」といいます。）をいいます。

#### ・商品

商品とは、当社店舗で販売する商品（第12条第1項に規定する「西松屋チェーンギフトカード」を除く）をいいます。

### 第3条 利用可能な店舗

カードは、当社店舗でのお買い物にご利用いただけるものとします。

### 第4条 カードの発行

1. カードは、当社において発行するものとします。
2. 当社は、当社の株主優待制度に基づき、予め当社が

設定した金額をカードに入金するものとします。なお、カード発行後にお客様から入金額を新たにお預かりし、当該金額をカードに入金（リチャージ）することはできません。

### 第5条 カードのご利用

1. カードにて商品をご購入される場合は、当社店舗のレジでカードをお渡しいただくものとします。カードの残額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、レシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。
2. 一度のお支払いにご利用いただけるカードの枚数の上限は、第12条に基づいて当社が発行する他のプリペイドカードと合わせて5枚とさせていただきます。
3. カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、商品購入合計額のうちカードの残額の限度で、金銭にてお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。商品購入合計額からカードの残額を差し引いた額について、現金または当社の指定する支払い方法にて別途お支払いいただくものとします。
4. 当社が発行する各種プリペイドカードを複数枚お持ちであっても、各プリペイドカードの残高を1枚のプリペイドカードに統合することはできません。

### 第6条 カードの残高照会

1. カードの残高は、当社店舗にて発行されるレシートに表示される他、当社店舗やPC・携帯電話の当社ホームページでもご確認いただけます。
2. 当社店舗で残高を確認される場合は、カードをレジ

カウンターまでお持ちいただくものとします。

3. 当社ホームページで残高を確認される場合は、カード裏面上部に記載された16桁のカード番号と、カード裏面右下に記載された4桁のPIN番号（スクラッチ加工されている場合はコインなどでスクラッチ加工部分を軽くこすっていただくと4桁の番号が現れます。）が必要です。
4. 当社ホームページにおいては、残高の他、ご利用の履歴や有効期限の確認も可能です。但し、システムの都合上、ホームページ上で表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定めるところによります。
5. 有効期限を過ぎたカードの残高は確認できません。

### 第7条 カードの換金

カードの換金はできません。但し、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合によりカードの取扱を全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的に、お客様は当社に対してカード残高の返金を求めることができるものとし、当社所定の方法により残高を確認したうえで、当社が定める時期及び方法により残高を返金いたします。その際、返金後のカードは当社にお引渡しいただくものとします。

### 第8条 再発行

1. カードを紛失した場合、もしくは盗難、改ざんされた場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。
2. カードやカードの機能を破損することがありますので、カードを汚損したり、折り曲げたり、磁

気に近づけたりしないでください。カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づかないことが明らかで、カードの磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号が判読可能な場合に限り、当社の判断により、古いカードを回収し残高を移行させた新しいカードを発行するものとします。なお、新しいカードの発行にあたっては、カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。カードやカードの機能を破損した場合であっても、返金対応はいたしません。

#### 第9条 不正な取得・利用等

1. 次のいずれかに該当するときは、当社はお客様にカードのご利用をお断りし、カード自体を失効扱いとしたうえで、お客様のカードを当社にお引渡しいただくものとします。
  1. お客様が、不正な方法によりカードを取得し、また、不正な方法により取得されたカードであることを知って使用した場合
  2. カードが改ざん、偽造、または変造されたものである場合
  3. 本約款に違反した場合
  4. その他、カードが不正に利用された場合
2. 前項各号の疑いがある場合、当社は調査のため、一時的にカードをお預りできるものとします。
3. なお、本条第1項においてカード自体が失効した場合、当社は当該カードの交換・再発行・返金等には一切応じません。

#### 第10条 カードの有効期限

カードの有効期間は、2月20日を基準日として発行されるカードについては期末配当支払開始日から6ヶ月間、8月20日を基準日として発行されるカードについては中間配当支払開始日から6ヶ月間とします。有効期限を過ぎたカードは、残高の有無に関わらず無効となり、利用不能となるうえ、残高の返金はしないものとします。カードの有効期限は、当社店舗およびPC・携帯電話の当社ホームページでご確認いただけます。

#### 第11条 システム保守・障害等

カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情により当社店舗の一部または全店において、当社は予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、カードがご利用いただけないことによってお客様に不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

#### 第12条 当社店舗・催事等で当社がプリペイドカードを発行する場合

1. 当社は、本約款に定める株主ご優待カードとは別に、別途定める「ギフトカード利用約款」に基づき、当社店舗で「西松屋チェーンギフトカード」を発行することができるものとします。
2. 当社が催事に参加もしくは催事を開催する場合および当社店舗で販売促進を行う場合は、本約款に定める株主ご優待カード及び前項記載のプリペイドカードとは別に、当社が予め指定する金額を入金したプリペイドカードを催事場もしくは店頭を用意するこ

とができるものとします。

#### 第13条 質権等担保権設定の禁止

カードへの質権等担保権の設定はできないものとします。また、お客様が本規定に違反した場合には、当該違反から生じるトラブル等に当社は一切責任を負いません。

#### 第14条 約款の変更

1. 当社は当社の判断において予告なく本約款を変更することができるものとします。
2. 本約款を変更する場合、当社は当社ホームページにおいて変更後の約款を当社所定の期間掲示するものとし、所定の期間が終了した日の翌日以降の取引においては、新約款が適用されるものとします。

#### 第15条 裁判管轄

本約款に基づく取引に関して当社との間に紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

#### ■カード発行元

株式会社西松屋チェーン  
兵庫県姫路市飾東町庄266-1

#### ■カードに関するお問い合わせ先

株式会社西松屋チェーンお客様相談窓口  
0120-7-24028 (平日10:00 ~ 18:00)